

修繕仕様書

- 1 修 繕 名 公園管理施設修繕（長栄東公園ほか）
- 2 修 繕 期 間 契 約 日 から 令和8年（2026年）12月25日 まで
- 3 修 繕 場 所 長栄東公園、松原団地記念公園、手代中央公園
- 4 支 払 方 法 修繕完成後一括払
- 5 修 繕 内 容 【長栄東公園】滑り台・健康遊具3基：塗裝修繕
【松原団地記念公園】ロープウェイ・複合遊具：塗裝修繕
【手代中央公園】四阿：塗裝修繕 複合遊具：部品修繕
- 6 そ の 他
- ・特に記載のない場合、発生材は受注者の負担で適正に処分すること。
 - ・供用が開始されている公園等での施工となるため、第三者災害に十分注意し、作業中及び作業終了後は立ち入り禁止措置をとること。
 - ・修繕中は、看板を設置するとともに、使用車両などに市発注の業務を行っていることを明示すること。
 - ・電気施設（公園灯など）の改変工事に係る電力会社への諸手続は、全て受注者の負担で代行すること。
また、上記工事により契約内容の変更(増減とも)が見込まれる場合、受注者の負担で必要な手続を行うこと。
（ただし、変更にあたっては当該工事の施工箇所以外の消費電力も考慮すること。）
手続終了後、電力会社への申請書の写し等、契約の変更内容が判る書類を発注者に提出すること。
 - ・修繕の実施に当たっては、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - ・修繕の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、修繕に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- ・草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ①受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ②受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- ・この仕様書の定めのない事項及び疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。
- 7 問 合 せ 先 草加市役所 都市整備部 みどり公園課 工務・事業係 宮崎 琴音
TEL 048-922-1994（直通）

修繕特記仕様書

- 1 修 繕 名 公園管理施設修繕（長栄東公園ほか）
- 2 修 繕 期 間 契 約 日 から 令和8年（2026年）12月25日 まで
- 3 修 繕 場 所 長栄東公園、松原団地記念公園、手代中央公園
- 4 支 払 方 法 修繕完成後一括払
- 5 修 繕 内 容 修繕仕様書のとおり
- 6 設 計 変 更 監督員と協議を行った結果、必要に応じて設計変更を行う。ただし、納まり等の軽微な変更は、設計変更の対象としない。
- 7 提 出 書 類 一 覧

書類名称	提出時期	提出部数	備考
修繕記録	業務完成時	1	
修繕写真	業務完成時	1	
修繕完成通知書	業務完成時	1	
その他必要な資料		1	

位置図

草 加 市



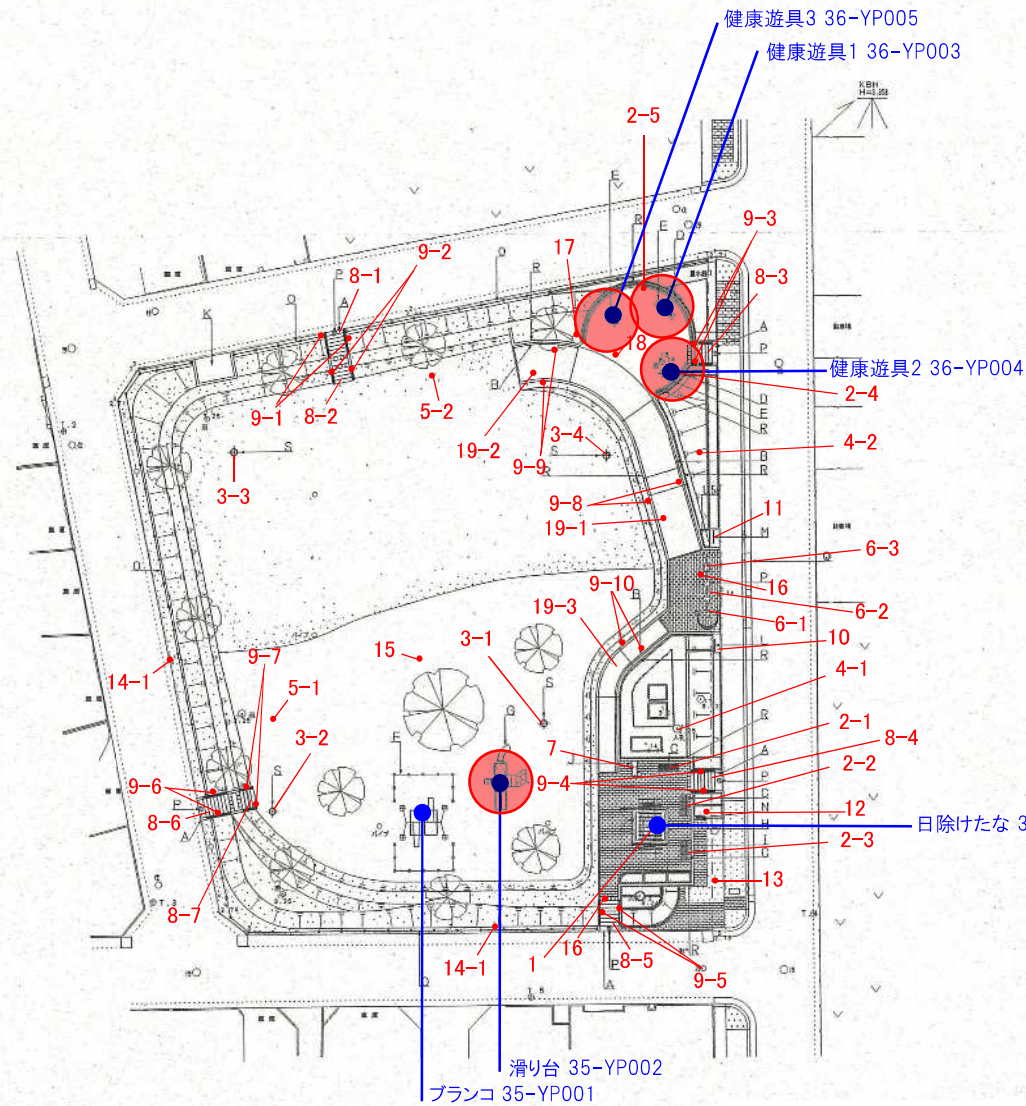
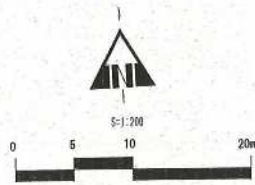
長栄東公園



※塗装修繕は、既存色での塗装をお願いします。



※塗装修繕は、既存色での塗装をお願いします。



記号	名称
A	遊石/砂場階段
B	手摺
C	ベンチ
D	鉄棒・ロープ
E	健康遊具
F	アスレ
G	滑り台
H	砂場
I	ガートラ
J	水飲み
K	ゴミ置場
L	案内板
M	利用注意板
N	遊具修繕注意板
O	丸く
P	止め(入口部)
Q	遊具切下げ
R	エグジット
S	公園

●：修繕箇所 ※詳細は監督員の指示による

松原団地記念公園

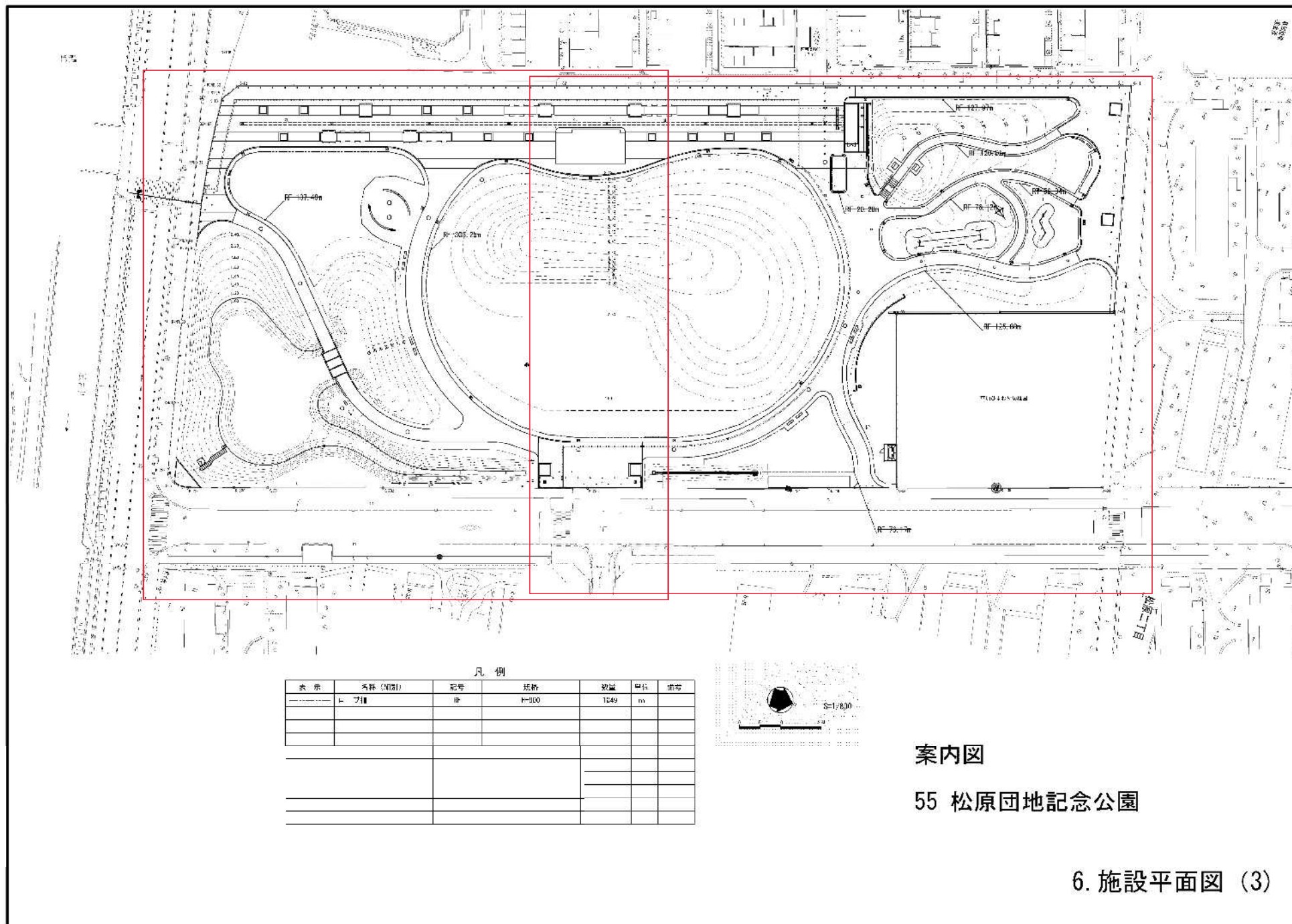


塗裝修繕（スチール部）



塗裝修繕（スチール部）



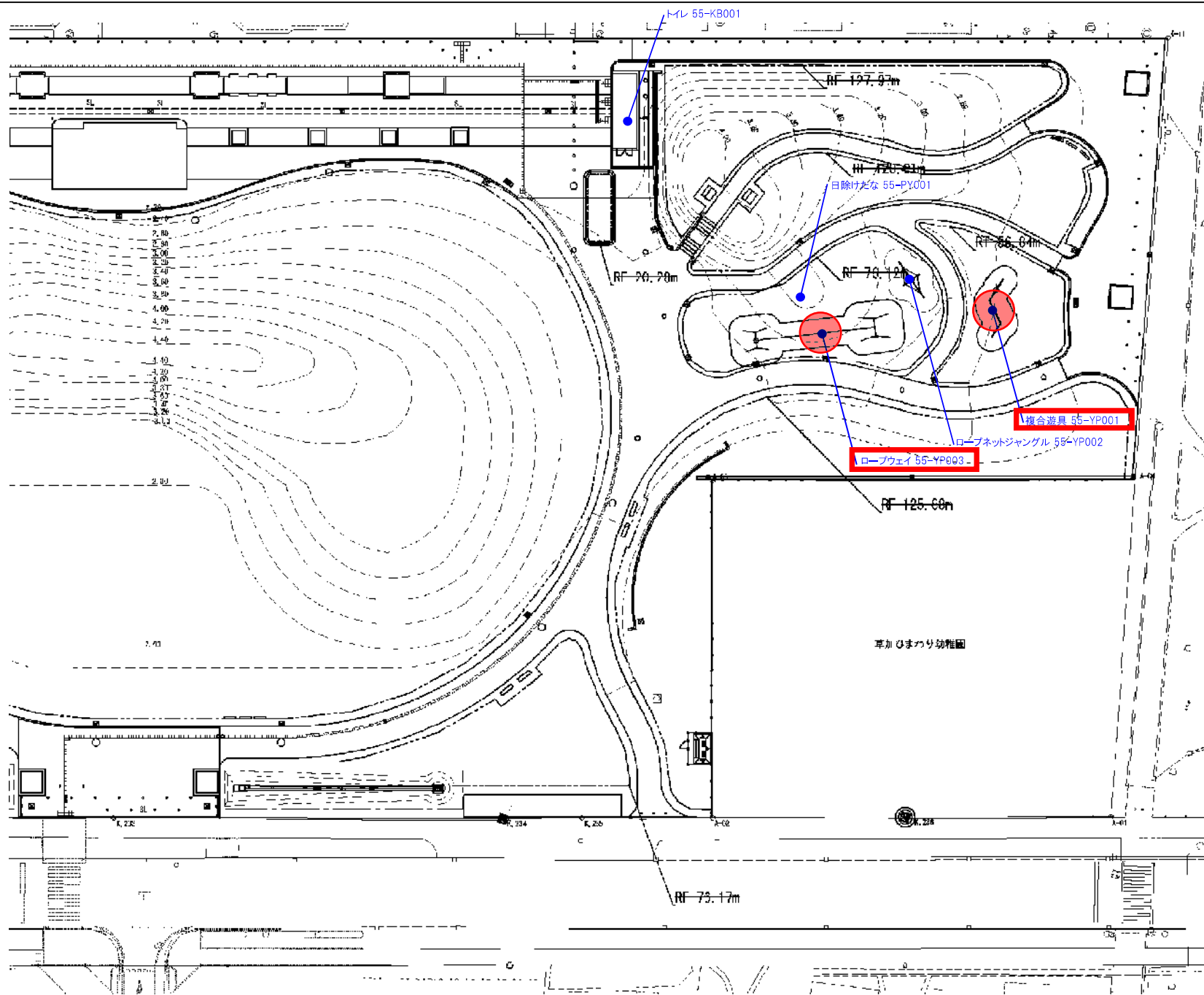


凡 例

表 示	名称 (説明)	記号	規格	数量	単位	備考
-----	ト プ	冊	ト-900	1049	m	

案内図
55 松原団地記念公園

55 松原団地記念公園



●: 修繕箇所 ※詳細は監督員の指示による

手代中央公園



手代中央公園





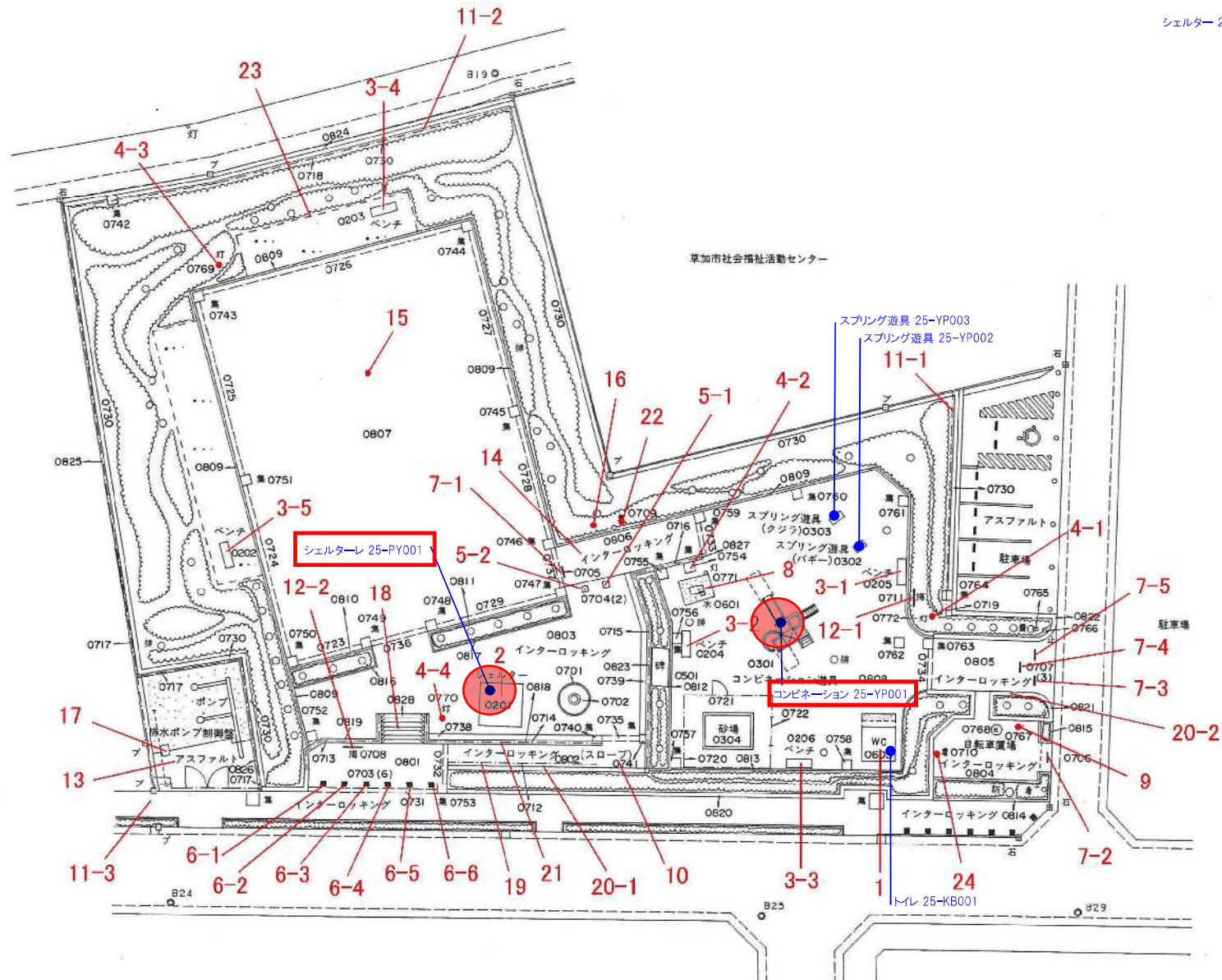
塗装修繕（木部）



塗装修繕（スチール部）

25 手代中央公園

シェルター 25-PY001



●：修繕箇所 ※詳細は監督員の指示による

公園管理施設修繕(長栄東公園ほか)

種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
長栄東公園						
滑り台						
塗装	ケレン・清掃・錆止め・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)	1.0	式			
健康遊具 (わき腹伸ばし)						
塗装	ケレン・清掃・錆止め・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)	1.0	式			
健康遊具 (ステップ)						
塗装	ケレン・清掃・錆止め・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)	1.0	式			
健康遊具 (上半身ツイスト)						
塗装		1.0	式			
松原団地記念公園						
複合遊具						
塗装(鉄部)	ケレン・清掃・錆止め・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)	1.0	式			
ロープウェイ						
塗装(鉄部)	ケレン・清掃・錆止め・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)	1.0	式			

公園管理施設修繕(長栄東公園ほか)

種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
手代中央公園						
四阿						
塗装		1.0	式			
鉄部	ケレン・清掃・錆止め・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)					
木部	ケレン・清掃・ウレタン系塗装 (下塗り1回、仕上げ2回)					
複合遊具						
部品修繕	ハンドル部2ヶ所 ・接続部1ヶ所	1.0	式			
小計						
諸経費						
小計						
消費税						10%
合計						

修繕総則

(総則)

第1条 受注者は、別添の仕様書により修繕を処理しなければならない。

2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させ、担保に供してはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、契約の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(修繕工程表等)

第4条 受注者は、契約締結後、発注者から修繕工程表等の請求があった場合には、速やかにこれを作成し、発注者に提出し、承認を得なければならない。

2 受注者は、必要に応じ各工程の修繕の内容を写真にて記録しなければならない。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、修繕の施工状況の検査又は修繕材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この条文に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人)

第6条 受注者は、修繕請負金額が500,000円を超える場合は、現場代理人を定めて修繕現場に配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これら

の者を変更したときも、同様とする。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、修繕請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(修繕の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して修繕の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(履行期限の延長)

第8条 受注者は、受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限内に修繕を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、修繕請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約内容の変更)

第9条 発注者は、この契約の締結後の事情により、契約内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して修繕完成通知書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の修繕完成通知書を受領したときは、その日から15日以内に検査を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、修補を命じられたときは、遅滞なく当該修補を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の修補の完了及び再検査の場合に準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該給付に係る目的物を発注者に引き渡すものとする。

(契約金額の支払)

第11条 受注者は、前条第2項及び第3項の規定により検査及び再検査の合格の通知を

受けたときは、発注者の指示する手続きに従って契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から40日以内に契約金額を支払わなければならない。

(追完請求権)

第12条 引き渡された目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合は、発注者は受注者に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

(契約金額減額請求権)

第13条 契約不適合のある場合、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

(発注者の権利の期間制限)

第14条 受注者が契約不適合の目的物を引き渡した場合において、発注者が不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に対し通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡しの際に契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(契約の解除)

第15条 発注者又は受注者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が自己の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 本契約上の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方が本契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的が達することができないとき。

(4) 本契約上の債務の履行をせず、相手方が催告しても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなとき。

(5) 重大な過失又は背信行為があったとき。

(6) 支払の停止があったとき、仮差押、差押、競売の申立てがあったとき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算等の各開始の申立てを自らしたとき若しくは第三者から各開始の申立てを受けたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(7) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(8) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

2 発注者又は受注者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合において、相当期間を定めて履行の催告、是正措置の指導等をしたが、相当期間経過しても履行、是正等が行われない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 相手方が本契約の条項に違反したとき。

(2) 相手方が本契約の履行について不正の行為をしたとき。

(3) 受注者が正当な理由なく発注者の行う第7条の調査報告に協力しないとき、又は当該調査を妨げたとき。

(4) 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

3 前2項により解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、自己の都合によりこの契約の全部または一部を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに書面により通知しなければならない。この場合、解除によって受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第17条 受注者は発注者に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

もって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与しているものをいう）が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 受注者が前項のいずれかの確約に反した場合は、発注者は何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

3 前項の規定により本契約が解除された場合は、受注者は発注者に対し、発注者の被った損害を賠償するものとする。

4 第2項の規定により本契約が解除された場合は、受注者は解除により生じる損害について、発注者に対し一切の請求を行わない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、第9条の規定による契約内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が3分の1以上減少したとき、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第19条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、修繕の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。